



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

## 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

# 《会計・税務の知識》 法定調書(給与・報酬)とマイナンバー

## はじめに

年末は会社の事務手続きが多いので、事務の方は忙しくなります。様々な書類の計算や確認作業などで締め切りに追われる日々が続きます。その中で、法定調書作成がありますが、今年よりマイナンバーの取扱いによってさらに頭を悩ませる事になりそうです。なお、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書については、マイナンバーや法人番号を記載する必要があります。

今回は、給与と報酬に関して基本的な注意点ををご紹介します。

### 1. マイナンバー等の記載箇所

#### 源泉徴収票の作成：

従業員へ渡す源泉徴収票 ⇒ 記載しない。  
税務署や市区町村に提出分 ⇒ 記載が必要。  
※ 従業員本人の番号の他に、控除対象扶養親族の番号、控除対象配偶者の番号が必要です。

#### 支払調書(報酬)の作成：

本人へ渡す支払調書 ⇒ 記載しない。  
税務署に提出分 ⇒ 記載が必要。

### 2. マイナンバー等の提供を受けられない

相手先から番号がもらえない時は、もらう努力をしたと言う経緯を記録する必要があります。まず最初に、番号の提示は法律で決められた義務である事を伝えます。その後、何度か連絡します。その記録を取っておきます。

それでも番号を取得出来ない場合は、番号を記載しないで提出する事になります。その後、提示を受けた場合、番号以外の情報が正しく記載されていれば再提出は不要です。

マイナンバーの記載が無い場合は、税務署から経緯の確認の問合せが来る事があります。

### 3. 様式の変更

源泉徴収票や支払調書の様式は去年から変更になっています。ご注意ください。

### 4. 年末調整を行っていない社員

所得の関係で年末調整を行っていない社員も、源泉徴収票を作成する必要があります。この場合も通常通り、本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族のマイナンバーの取得が必要になります。

### 5. 不動産の使用料等の支払調書

不動産のオーナーには、共有名義の方がいらっしゃる場合があります。この場合は、共有者ごとに支払調書を作成します。

また、共有持分が不明な場合には、支払った総額を記載した支払調書を共有者の人数分の枚数作成する事になります。(支払を受ける者の欄は各人毎)そして、摘要欄には下記3点を記載します。

- ① 『共有持分不明につき総額を記載』
- ② 他の共有者の数
- ③ 他の共有者の氏名+マイナンバー

※この欄に出てくるマイナンバーは、使用しているソフトウェアによっては、本人への支払調書に自動で記載されてしまう事もあるので、注意が必要です。誤って共有者のマイナンバーが記載されてしまっていた！なんて事は避けたいものです。

### 6. 書類の控え

税務署へ書類を提出するなどの場合、控えを手に残しておきたいところです。しかし、他人のマイナンバーが記載された書類の控えを保管することはできません。このため、保管する控えにはマイナンバーが記載されないよう、最善の措置を講じる必要があります。

出典 国税HP 法定調書に関するFAQ より

(担当：池田)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止